

### 第3章 現行家電リサイクル制度の課題と解決の方向性

#### 1. 現行家電リサイクル制度の施行状況における課題

第1章のとおり、拡大生産者責任の考え方にも合致する家電リサイクル法のメーカーによるリサイクルの仕組みは、十分に機能し、法制定当時に期待した効果を上げているといえる。

また、家電リサイクル法ルート以外で取り扱われている家電のうち、約697万台がリユース品として扱われていると推計されるが、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、リユースは、環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、リサイクルよりも優先されるべきと定められており、適正なリユースは引き続き推進されるべきである。一方、リユースされない排出家電については、質の高いリサイクルが実施されているメーカープラントによるリサイクルを促進することが望ましい。

こうした観点から、家電リサイクル制度に基づくメーカーによるリサイクルの更なる促進方策について本合同会合においても議論されてきたが、議論を通じて、現在の家電リサイクル制度には、次のような課題があることが明らかになってきた。

#### 【課題（1）消費者からの排出段階における課題】

消費者から小売業者以外への排出家電の引渡しが存在することから、家電リサイクル法ルートへの適正排出を更に促進する必要がある。特に、再商品化等料金については、法制定当時、メーカー間の競争により低減していくことが期待されていた。

現在、再商品化等料金は、大手メーカー間で一律であるとともに、大手メーカーにおいては赤字でリサイクルを行っていることもあり、エアコンについて平成19年4月に一度引き下げられた以外は、法施行以来下がっていない状況にある（図表6参照）。また、各メーカーが再商品化等に要した費用及びその内訳が公表されていない。消費者が支払った料金がどのように使われたかそのコスト内訳を公表することによって、料金支払に対する消費者の理解と環境配慮設計等を通じた再商品化等費用の低減化競争を促進していくとともに、適正な排出を妨げないという観点から再商品化等料金低減のための努力をメーカーが進めることが必要との指摘が多かった。

（図表6：大手メーカーの再商品化等料金の推移）

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
法施行当時	3,500円	2,700円	4,600円	2,400円
現在	3,000円	変更無	変更無	変更無

## 【課題（２）小売業者の収集運搬段階における課題】

メーカープラント以外において処理される排出家電の多くが、小売業者から引き渡されたものであるが、これらの中には家電リサイクル法に基づく引渡義務違反の事例があり、小売業者の引渡義務実施の適正化を図る必要がある。それに加え、小売業者等の収集運搬に関する負担や不公平性の改善を図り、メーカーへの円滑な引渡しを促進する必要がある。

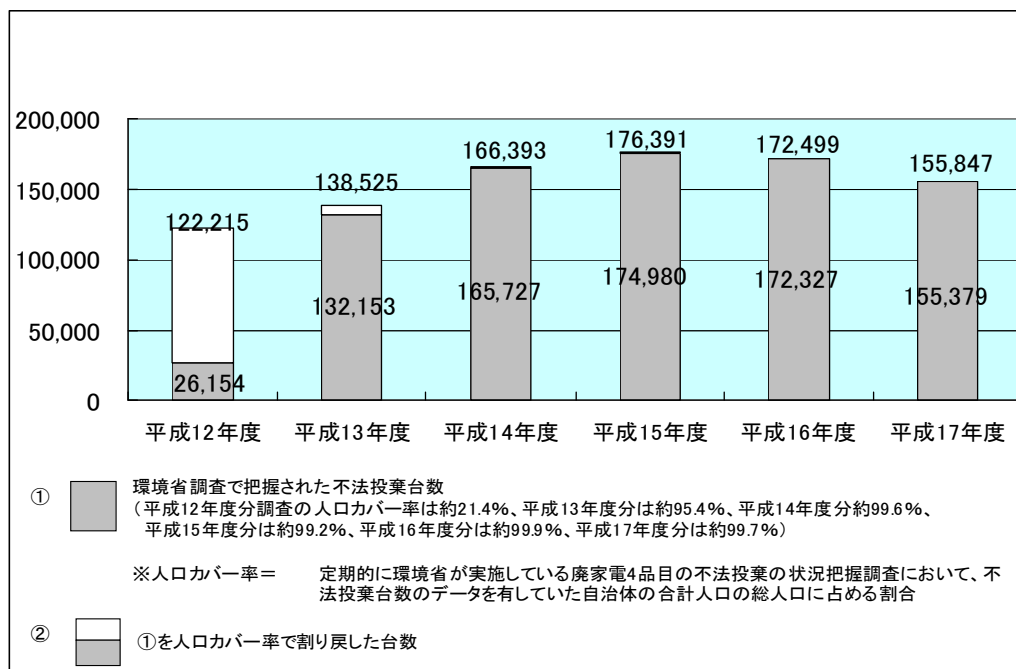
また、中小小売業者の収集運搬に係る負担や離島における収集運搬料金水準の高さなどの課題も挙げられた。

## 【課題（３）不法投棄に関する課題】

家電４品目の不法投棄は、家電リサイクル法の施行後増加したと推計されているが（H12:12.2万台→H17:15.6万台）、平成15年の17.6万台をピークとして、平成16年以降は減少傾向にある（図表7参照）。その一方、谷底など回収が物理的に困難な場所への投棄が増えるなど不法投棄が悪質化している等の指摘もあり、不法投棄対策を強化する必要がある。

なお、家電の不法投棄が減少している背景としては、自治体等による家電リサイクル法に関する普及啓発活動により消費者理解が進んでいることや、累次の廃棄物処理法改正による一般廃棄物不法投棄に係る罰則強化などの対策の強化等があると考えられる。

（図表7：家電不法投棄台数の推移）



平成12年度上半期の不法投棄台数は66,342台、全国推計した台数は70,695台であった。

なお、施行前の平成12年度については、当時廃家電4品目の不法投棄を問題として把握をしていた自治体の数字から推計したこと、年夏末に期が迫り急ぎ対策等があったため、過大に推計している可能性（法施行後不法投棄が7%以上増加している可能性）がある。

## 【課題（４）他の関係法令に関する課題】

家電リサイクル法ルート以外について、廃棄物処理法違反により刑事処分を受けた例が存在するところであり、処理・取扱いの適正性を確保する必要がある。

そのほか、2011年のアナログ停波に向けたブラウン管式テレビの排出増加のおそれとその対応の必要性について、消費者からの排出段階の課題として指摘されている。また、メーカーのリサイクル技術の維持・発展についても課題として指摘されている。

## 2. 課題解決に向けた施策の方向性

上記のような課題に対応しつつ、社会費用を最小化しながら、高水準の廃棄物減量・資源有効利用を実現するには、以下の基本的な方向性により施策を進めることが適当と考えられる。

- (1) 消費者にとっての透明性・受容性・利便性向上を通じた適正排出の促進
  - ・再商品化等費用に係る透明性の確保及び再商品化等料金の低減化、消費者の小売業者等への排出利便性の向上、収集運搬料金への消費者理解向上及び低減化により、消費者の適正排出を促進する。
- (2) 小売業者が引き取った排出家電のメーカーへの円滑かつ適正な引渡しの確保
  - ・小売業者が引き取った排出家電のメーカーへの適正な引渡しの徹底、小売業者等の収集運搬に関する負担や不公平性の改善を図る。
- (3) 不法投棄対策の強化
  - ・自治体による不法投棄対策の推進とメーカー等による協力の仕組みを構築する。
- (4) 3R推進の観点から、適正なリユースの促進と、廃家電処理・資源輸出の適正性を確保
  - ・適正なリユースの促進、廃棄物処理法やバーゼル法の厳正な運用を行う。

その際、関係者の基本的な役割分担（下記（※）参照）に基づき、各々がその役割を果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指して、関係者が、「共に創る」という考え方の下、互いに手を差し伸べ合い積極的に連携協働することが重要である。

### （※）関係者間の基本的な役割分担

メーカー：製品の製造者として、引き渡された家電のリサイクルに責任を負うとともに、環境に配慮した製品の製造等を行う。

小売業者：消費者との接点として、消費者からの効率的な回収体制を構築する。

自治体：小売業者等、地域の関係者と一体となり、義務外品の排出方法を周知徹底するとともに、当該回収体制の構築を図る。また、不法投棄防止のため、住民への普及

啓発・パトロール等を実施する。

消費者 : 製品を使用した受益者として、使用済家電を適正に小売業者に引き渡すとともに、再商品化等料金・収集運搬料金を支払う。

## 第4章 個別課題への具体的な対策

### 1. 消費者にとっての透明性・受容性・利便性向上を通じた適正排出の促進

#### (1) 再商品化等費用に係る透明性の確保及び再商品化等料金の低減化

##### 【再商品化等費用の透明化と消費者への情報提供】

- ・現在、メーカーが再商品化等に要した費用及びその内訳は公表されていないが、このことが、再商品化等料金について消費者の理解が必ずしも十分ではない原因の一つとなっている可能性がある。メーカーによる再商品化等費用の低減競争を促進するとともに、消費者の再商品化等料金・家電リサイクル制度に対する理解促進を通じた適正排出の促進を図るため、メーカーに再商品化等費用の実績とその内訳の定期的な報告・公表を求め、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとすること等により、再商品化等費用に係る透明性を確保していくことが必要である（定期的に報告・公表される事項のイメージについて別紙1参照）。
- ・また、再商品化等費用の透明化に際しては、メーカーのリサイクル技術に関する詳細な情報も併せて消費者に周知し、消費者が納得してその費用を支払うような普及啓発方策の検討が必要である。

##### 【環境配慮設計等による再商品化等費用低減の促進】

- ・家電リサイクル法第4条において、メーカーは、設計等の工夫によりリサイクルに要する費用を低減するよう努めなければならないとされている。これを踏まえ、管理費用を含めリサイクルコストの一層の合理化・削減に努めるとともに、設計及び部品・原材料の選択を工夫することにより、再商品化等料金の低減を実現していくことが必要である。
- ・なお、諸外国においてリサイクル法制の整備が進む中、環境配慮設計を促進することにより、日本の家電製品の国際競争力の強化につながるのではないか、との意見もあった。

##### 【消費者の適正排出促進のための料金低減の検討】

- ・家電リサイクル法が、再商品化等料金の設定について、「再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない」（第20条第2項）と規定する一方、「排出者の適正な排出を妨げることをしないよう配慮しなければならない」（第20条第3項）とも規定していることを十分踏まえ、メーカーは再商品化等料金の低減化について検討する必要がある。特に、ブラウン管式テレビについては、持ち運びしやすいこと、2011年のアナログ停波に向けて排出増加のおそれが考えられることから、また、冷蔵庫・冷凍庫についてはリサイクル料金が比較的高額との指摘もあるといった要因があることから、消費者の適正排出を妨げることがないよう、将来のコスト削減の可能性も含めて消費者に還

元するなど、メーカーは再商品化等料金の低減化について一層検討すべきである。

## (2) 消費者の小売業者等への排出利便性の向上

### 【小売業者による円滑な引取りの促進】

- ・家電リサイクル法による回収システムは、小売業者による買換時の下取慣行を利用した回収をその基軸としており、小売業者は家電リサイクル法ルート窓口として重要な役割を有する。現在、小売業者が排出家電の約75%を回収しているが、そのより一層の促進を図るため、国、市町村、指定法人、小売業者等は、引き続き料金その他について消費者に必要な情報を提供すること等により消費者理解の向上に努めるとともに、小売業者は、消費者による排出家電の適正な排出を確保するよう、買換時のみならず自らが過去に販売したものについての引取りに関しても、一層円滑な引取りに努めるべきである。

### 【小売業者によるリユース品引取りの促進】

- ・消費者の排出利便性を向上するためには、小売業者がリサイクル品のみならずリユース品についても積極的に引き取ることが望ましい。既に、リサイクル品との適正な仕分け（別紙2参照）に留意しつつリユース品の引取りを実施している小売業者も存在するところであり、こうした取組も参考としつつ、より多くの小売業者がリユース品の引取りを行うことが期待される。ただし、リユース品の引取基準については、リユース流通の適正性や省エネ家電普及等による地球温暖化対策等の観点を踏まえた検討が必要である。

### 【義務外品の回収体制構築】

- ・買換えの場合及び自ら過去に販売した家電については小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課されていない排出家電（義務外品）の回収体制が構築されていない場合は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、小売業者や廃棄物収集運搬許可業者ら地域の関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築する必要がある。また、義務外品の回収システムの周知が十分でない市町村は、小売業者等地域の関係者の協力も得ながら、住民に義務外品の排出方法を継続的に周知徹底することが必要である。

## (3) 小売業者の請求する収集運搬料金の消費者理解向上及び低減化

### 【収集運搬料金に関する普及啓発の強化】

- ・消費者が支払う料金には、メーカーが請求する再商品化等料金と小売業者が請求する収集運搬料金の2種類がある。しかし、収集運搬料金については、再商品化等料金に比べ、消費者理解が不十分であり、小売業者の引取・

引渡義務の円滑な遂行に支障が生じているとの指摘がある。小売業者が消費者との接点となり、排出家電を引き取り、これをメーカーに引き渡すことが家電リサイクル制度の根幹であるため、小売業者のみならず、国、指定法人、消費者団体、メーカー、自治体は、協力して、消費者が小売業者に廃家電を引き渡す際には、収集運搬料金を負担する必要があることについて、一層の普及啓発を行う必要がある。

#### **【中小小売業者の収集運搬改善に関する検討】**

- ・小売業者の中でも数の多い中小事業者については、個々の収集運搬体制を効率的なものとするのが容易でなく、消費者に対し大型の量販店よりも高額の収集運搬料金を請求せざるを得ないとの指摘がある。中小小売業者の効率的な収集運搬の実現に関して、メーカーを始めとする関係者が、中小小売業者と共に、引き続き検討を行っていくべきである。

## **2. 小売業者が引き取った排出家電のメーカーへの円滑かつ適正な引渡しの確保**

### **(1) 小売業者が引き取った排出家電の適正な引渡しの徹底**

#### **【小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制強化】**

- ・小売業者が消費者から引き取った廃家電が、メーカー以外の者に、リユース品としてではなく引き渡されるといった引渡義務違反事例が続発している。その防止のためには、立入検査や報告徴収などを通じた行政による取締りを引き続き行う必要がある。
- ・さらに、小売業者に、リユース品としての引渡し等の場合も含め、消費者から引き取ったすべての排出家電について、その引渡先やリユース取扱いの基準などの記録・報告を求め、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとするなど、チェック体制を強化する必要がある。特に1社当たりの家電流通量が非常に多く、また、収集運搬を他者に委託するケースも多い大手家電量販店については、こうしたチェック体制の強化を通じた引渡義務実施の適正化が、消費者の信頼を更に醸成し、適正排出を促進する観点から重要である。

#### **【リサイクル・リユースの仕分けガイドラインの策定】**

- ・上記のチェック体制の強化に加えて、小売業者による引取・引渡義務の適正実施を担保するためには、小売業者において、リサイクルされるべき廃家電とリユース品として扱うことが適当なものに排出家電を適切に仕分けることが重要である。しかしながら、すべての小売業者にこうした仕分け能力が備わっていない可能性も考えられる。このため、リユース品販売業者等の協力も得ながら、リサイクル・リユースの仕分け・引渡しに係る指針の策定に取り組むことが必要である。なお、その際、地球温暖化対策の観点等を踏まえた検討が必要である。(別紙2参照)。

## (2) 小売業者等の収集運搬に関する負担や不公平性の改善

### 【指定引取場所の共有化】

- ・現在、メーカーによってA・B 2グループに分かれている指定引取場所の配置に関しては、小売業者が収集運搬を行うに当たり、利便性が低く、小売業者にとって負担が重いとの指摘がある。このため、現在A・B両グループに分かれているメーカーは、原則としてすべての指定引取場所にA・B両グループの廃家電を持ち込めるよう、A・B共有化を早期に実現するとともに、指定引取場所の営業日拡大や受付時間延長などの運営改善を引き続き実施すべきである。一方、指定引取場所の非効率的な配置は、その設置・維持費等により再商品化等料金に影響することを踏まえ、メーカーは、効率的な再配置などの努力を併せて行うべきである。

### 【小売店店頭回収システムの検討】

- ・なお、収集運搬システムの改善の観点から小売業者の引き取った廃家電をメーカーが小売店店頭で回収するという提案もあったが、まず、指定引取場所のA・B共有化を実現し、その効果を評価した上で改めて検討することが適当である。

### 【離島地域における収集運搬の改善】

- ・また、離島地域においては、海上輸送コストなど本土地域において存在しない特有のコストが存在し、離島地域の消費者には負担の不公平感が生じている。一方、こうした離島地域の中には、奄美大島地域など、収集運搬の効率化に取り組み、収集運搬料金の抑制に成功している地域もある。こうした自主的取組は離島地域間で広く共有されるべきであり、これを促進することが重要である。このため、離島地域について、自治体や小売業者が協力して島内に中間集積所を設置するなど、地域コミュニティの自主努力による収集運搬の効率化が図られている場合について、離島独自のコスト要因である海上輸送コスト等について、メーカー等が資金面も含めた協力を行うことが必要である（別紙3参照）。

- ・上記のような収集運搬に係る負担軽減や不公平感の是正は、消費者の適正排出の促進に資すると考えられる。

## 3. 不法投棄対策の強化

### (1) 自治体による不法投棄対策の推進とメーカー等による協力

#### 【不法投棄対策の重要性】

- ・循環型社会の実現のためには廃棄物の適正処理の確保が不可欠であり、その確保を妨げる不法投棄問題は、早急に解決を図らなければならない課題である。家電不法投棄は、国・自治体等による不法投棄対策強化の効果も寄与して、近年減少傾向にはありつつも、依然として家電リサイクル法施



行前よりも多い状況にあると推計されている。また、谷底など回収が物理的に困難な場所への投棄が増えるなど不法投棄が悪質化し、回収の手間が増えているとの指摘がある。加えて、回収した不法投棄家電について再商品化等料金を支払ってメーカーに引き渡していることに係る自治体の財政的負担が重いとの指摘や、特に町村部における増加傾向、行政区域外から持ち込まれる不法投棄も 1 割以上存在するといった指摘もされている。家電不法投棄を放置すれば、家電リサイクル制度自体の信頼性を揺るがすこととなるため、家電不法投棄は、家電リサイクル制度全体に関わる問題として、関係者がその知恵を寄せ合って協力しながら取り組むべき課題である。

#### **【不法投棄対策に関する資金面を含めた関係者間協力体制の構築】**

- ・市町村は、小売業者、メーカー、廃棄物収集運搬許可業者、消費者等と一体となって、義務外品の回収体制の構築・周知、廃家電の適正排出に係る普及啓発、監視パトロールの実施、不法投棄家電の早期撤去などの地域の実情に応じた家電不法投棄未然防止対策に取り組む必要がある。また、こうした不法投棄対策に積極的な市町村に対し、メーカー等が、監視や処理について資金面も含め協力する体制を構築することが必要である（別紙 4 参照）。なお、この協力体制の具体的な設計に当たっては、市町村が実際に活用しやすいものになるよう留意することが重要である。

#### **(2) 再商品化等費用に係る透明性の確保及び再商品化等料金の低減化**

- (1. (1) に前掲のため省略)

#### **(3) 消費者の小売業者等への排出利便性の向上**

- (1. (2) に前掲のため省略)

#### **4. 3R推進の観点から、適正なリユースの促進と、廃家電処理・資源輸出の適正性を確保**

##### **(1) 適正なリユースの促進**

##### **【リサイクル・リユースの仕分けガイドラインの消費者への情報提供】**

- ・循環型社会形成推進基本法において、リユースは、環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、リサイクルよりも優先されるべきと定められており、リユース流通が適正な場合には、その促進を行うべきである。このため、国は、小売業者のリサイクル・リユースの仕分け・引渡しに係る指針の策定に取り組むとともに、小売業者は、策定された指針を踏まえて消費者からリユース品引取りを行い、そのリユース品引取基準について消費者に適切に情報提供することが求められる。

##### **(2) 廃棄物処理法やバーゼル法の厳正な運用**

### 【廃棄物処理法違反に対する厳正な対処】

- ・家電リサイクル法ルート以外において事業者が廃家電の収集運搬・処分を行う場合にも、廃棄物処理法による規制の対象となるものであり、家電の回収業者等が不適正に廃家電の収集運搬・処分を行うことは重大な法違反である。小売業者による適切な回収の仕組みに影響を及ぼすおそれがあることも踏まえ、家電回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合には、引き続き自治体が厳正に対処すべきである。

### 【バーゼル法の適正な運用等】

- ・家電製品等の電気・電子機器について、環境に配慮しない不適正な処理が行われ、健康影響や環境汚染を誘発しているのではないかという指摘がある。特に先進国から中古販売目的でアジア諸国等に輸出された家電製品が、現地で中古利用されず、又は中古利用され使用済みとなった後に、こうした問題を引き起こす場合もあるのではないかとの指摘がある。このため、有害物質を含み、有害な特性を示す排出家電のうち、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることがないように、バーゼル法における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化、事前相談制度の充実や税関当局との連携強化等を通じた水際対策の強化、輸出相手国との協力体制の推進を行うことについて検討する必要がある。
- ・さらに、貿易統計（輸出統計品目表）上の分類コードであるHSコードにおいて、家電4品目について新品とそれ以外の物について新たに区分を設けることにより、貿易統計における家電4品目の中古品輸出把握を促進するとともに、輸出先国の法制度にも整合した輸出が図られるよう取組を進めるべきである。
- ・また、将来にわたって持続可能な循環型社会をグローバルに構築していく観点から、バーゼル条約で取り組んでいる国際的なプロジェクトや運用に関わるガイドライン整備等の国際的な取組に対して、我が国としても関係業界を含め積極的に関与していくことが必要である。さらに、東アジア諸国等における環境汚染の防止を図るためには、今後廃棄物の発生量の増加が予測されるそれぞれの国内において廃棄物の適正処理の能力向上を図っていくことが基本であることから、適正処理能力向上のための支援を引き続き行っていく必要がある。

## 5. その他

### (1) 品目拡大について

- ・現行制度では、市町村等において再商品化等が困難である機械器具について、「再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくない」、「設計又はその部品若しくは原材料の選択が再商品化等の実施に重要な影響を及

ぼす」といった要件に加え、小売業者による買換時の下取慣行を活用して回収を行うことが効率的であるという観点から、小売業者による円滑な回収が確保される機械器具を対象品目としている。これらの要件により、有効かつ効率的なリサイクル体制が実現している。

- ・家電リサイクル法が制定された背景には、市町村における適正処理困難物への対応があることを踏まえ、市町村において処理困難と考える機械器具のうち、小売業者等による効率的な回収が可能である等の現行の対象品目の要件を満たす機械器具については、求められる再商品化率と必要となる費用に留意しながら、対象品目として追加する方向で随時検討を行うことが必要である。
- ・具体的には、今後急速に普及が見込まれる液晶テレビ及びプラズマテレビ並びに洗濯機と類似商品となっている衣類乾燥機は、対象要件を満たすため、対象品目として追加すべきである。ただし、再商品化率及び料金の設定に当たっては、ガラスパネルのリサイクル等の技術的・経済的な課題について更に検討が必要である。また、液晶テレビ・プラズマテレビについては、大型製品から小型製品まで製品形態が幅広いことから、混乱を招かないようその対象範囲について検討を行う必要がある。

## (2) 再商品化率の在り方について

- ・再商品化率については、政令で定められた基準を大幅に上回りつつ概ね上昇している。この要因としては近年の資源価格の高騰等の外部的な変動もあるが、メーカーによるリサイクル技術向上が大きく寄与していると考えられる。
- ・再商品化率の上昇は家電リサイクル制度の成果として評価できる。今般、家電リサイクル法の6年間の施行を踏まえ、法定義務率の設定に関しては、リサイクル技術の向上と、消費者が負担するリサイクル費用低減化促進の両面を総合的に判断しながら、検討を行うべきである。
- ・なお、メーカーリサイクル技術の維持と発展という観点から、リサイクルの質を、再商品化率という基準以外でどう評価するかについて、検討を続けていくべきとの指摘もあった。
- ・一方、ブラウン管ガラスカレットについては、国際的にブラウン管式テレビから液晶テレビ・プラズマテレビへの転換が加速化している状況の中、その需要が減少傾向にあり、他のガラス用途への転用も技術的に課題が大きい。したがって、引き続きメーカーのブラウン管ガラスカレットの再商品化に向けた販路開拓努力等を継続しつつ、その再商品化の在り方につい

て将来的に検討していく必要がある。

### (3) 先進技術の活用等の可能性

- IC タグ等の家電製品の個品管理技術については、将来実現すれば、消費者に対する不法投棄抑止や、静脈物流のトレーサビリティ向上などに有益な可能性がある。中古品や資源としての使用済家電の輸出に関する国際的な静脈物流のトレーサビリティが向上すれば、経済関係の緊密なアジア地域において、E-Waste 問題に対応しながら、アジア大の持続可能な循環型社会の構築にもつながり得る。
- また、IC タグを用いて家電製品の部品・素材情報、販売情報、所有者情報、修理情報等を一括して管理することが可能となれば、リサイクル制度と関連する家電ライフサイクルの静脈部分のみならず、製品安全の確保等の社会的課題の解決や、家電業界の生産性向上等に利用することで、電気・電子関連産業における次世代の情報経済社会基盤となり得る。
- ただし、現状においては、個品管理のためのリーダライタ整備や家電所有者情報に係るプライバシー保護などの制度的課題や、耐久面・コスト面などの技術的課題が多く残るため、引き続きその技術開発や実証実験の取組等を促進するべきと考えられる。
- 上記の IC タグ利用可能性のほか、中長期的には、家電製品のリース・レンタル社会を実現することで、使用済みになった個別製品の処理に関する責任を個別企業に移し、使用済みとなった家電がいったん消費者から企業に返還される使用形態を原則とすることで、家電リサイクル法ルート以外における取扱い・処理の適正性を確保できる可能性があるとの意見もあった。

## 【終わりに】

今後、国においては、この取りまとめを基に、循環型社会の構築に向けて家電リサイクルの一層の推進がなされるよう、施策の具体化に取り組んでいくことを期待する。

この取りまとめに位置付けられた各種施策は、家電リサイクル法ルートによるリサイクルの促進や家電不法投棄の防止等を目的としているが、国は、これらの施策の進捗と効果を把握するため、関係者の協力を得つつ、小売業者による引取り・引渡しの状況や家電リサイクル法ルート以外のルートにおける処理の状況などの排出家電のフローや家電不法投棄の状況について引き続き情報の把握に努める必要がある。

こうした排出家電のフローや家電不法投棄の状況等を踏まえ、今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当である。その際、本取りまとめに位置付けられた各種施策が期待された効果を上げていない場合には、費用回収方式等を含め、制度の全体的な在り方についても制度検討を行うことが適当である。

なお、今回の審議会の議論では、家電リサイクル制度全体の在り方についても検討が行われ、その中で、家電リサイクルを取り巻く以下のような環境の変化や考慮すべき事項についても指摘がなされた。

- ① 廃家電については国内処理の原則に基づく適正処理が求められているが、近年の資源価格の高騰などを背景に、アジアを中心とする国際資源循環が急速に進展しており、使用済家電の取扱いの在り方自体が変化しつつある。
- ② 家電製品のデジタル化に伴う多機能化、カテゴリーの融合化など、家電の形態が近い将来大きく変化する可能性が高い。
- ③ EUや韓国など諸外国においては、環境負荷抑制を意識しつつ、電気・電子機器を幅広く対象とした価格内部化方式によるリサイクル制度が整備されつつある。ただし、諸外国のリサイクル制度については、我が国とは地域の実情などが異なる点も考慮すべき。

上記のような環境の変化は現行制度に大きな影響を及ぼす可能性があり、諸外国の状況も含め、今後とも、様々な社会状況の変化を随時把握しながら、必要に応じ柔軟に対応を行っていくことが求められる。